

預金規定の改正について

1. 改正日

令和6年11月25日（月）

2. 改定する預金規定

流動性預金共通規定、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定

3. 主な改定事項

- (1) 預金の払い戻し及び口座解約時における手続きの明確化
- (2) 取引制限等によりお客様に損害が生じた場合の免責の明確化
- (3) 口座解約時における運転免許証などの本人確認資料を提示依頼することの明確化
- (4) 個人・個人事業主であるお客様に限り、当金庫が認めたときに届出印押印不要による解約手続きができること。

4. 改定内容については以下のとおりです。

(1) 流動性預金共通規定

改定前	改正後
(注) 省略	(注) 省略
1. ~2. 省略	1. ~2. 省略
3. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	3. (印鑑照合等) <u>この取引において</u> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. ~6. 省略	4. ~6. 省略
7. (取引等の制限) (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (新設)	7. (取引等の制限) (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 <u>(4)前各号に基づく取引の制限により預金者等に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u>
8. (解約等) (1) この預金を解約する場合には、 <u>通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。</u>	8. (解約等) (1) この預金を解約する場合には、 <u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳と共に提出してください。</u> <u>(2)前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、権限者本人の本人確認書類の提示等の</u>

<p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p><u>手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p><u>(3) 第1項における記名押印は、個人（個人事業主含む）である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 前4項、5項及び6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
--	---

(2) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

改定前	改正後
<p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ～7. 省略</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ～7. 省略</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

(3) 納税準備預金規定

改定前	改正後
<p>1. ～4. 省略</p>	<p>1. ～4. 省略</p>

<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>本人確認書類</u>の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>6. ~7. 省略</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類</u>の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ~7. 省略</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>
---	---

(4) 貯蓄預金規定

改定前	改正後
<p>1. ~4. 省略</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>本人確認書類</u>の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ~7. 省略</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>1. ~4. 省略</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類</u>の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ~7. 省略</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

(5) 総合口座取引規定

改定前	改正後
<p>1. ~4. 省略</p>	<p>1. ~4. 省略</p>

5. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

(2) 前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続きに加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するため~~の~~本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続きを行いません。

(3) 省略

(4) 省略

6. ~13.

省略

14. (取引等の制限)

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(新設)

15. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。

5. (預金の払戻し)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

(2))前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続きに加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続きを行いません。

(3) 省略

(4) 省略

6. ~13.

省略

14. (取引等の制限)

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4)前各号に基づく取引の制限により預金者等に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。

(2)前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、権限者本人の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは解約を行いません。

(3)第1項における記名押印は、個人(個人事業主含む)である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることがで

<p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p><u>きます。</u> (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 前4項、5項及び6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。</p>
--	--

※改定後の「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」「納税準備預金規定」「貯蓄預金規定」「総合口座取引規定」は興能信用金庫ホームページをご覧ください。